一　共通義務確認の訴えの取下げの効力が生じた場合	当該取下げの効力が生じた日	当該取り下げられた共通義務確認の訴えに係る対象債権
二　共通義務確認の訴えを却下する裁判が確定した場合	当該裁判が確定した日	当該却下された共通義務確認の訴えに係る対象債権
三　第十五条第一項に規定する特定適格消費者団体が第十六条第一項の期間（同条第二項の規定により当該期間が伸長された場合にあつては、当該伸長された期間。次号において同じ。）内に簡易確定手続開始の申立てをしなかった場合	当該期間の満了の日	共通義務確認訴訟において認められた義務に係る対象債権
四　第十五条第二項に規定する特定適格消費者団体が第十六条第一項の期間内に簡易確定手続開始の申立てをしなかった場合	当該期間の満了の日	当該和解において認められた義務に係る対象債権（第十五条第二項ただし書に規定する部分を除く。）
五　簡易確定手続開始の申立ての取下げ（届出期間満了後にされたものを除く。）の効力が生じた場合	当該取下げの効力が生じた日	当該取り下げられた申立てに係る対象債権
六　第十三条に規定する簡易確定手続開始の申立てを却下する裁判（第十六条第一項又は第二十四条の規定に違反することを理由とするものを除く。）が確定した場合	当該裁判が確定した日	当該却下された申立てに係る対象債権

第六十一条第一項中「第六十五条第一項」を「第七十一条第一項」に、「第七十四条第一項各号」を「第八十条第一項各号」に、「第八十六条第一項各号」を「第九十二条第一項各号」に改め、同項第一号中「第八十七条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同項第二号中「第八十七条第一項」を「第九十三条第一項」に、「第三十一条第一項又は第五十三条第一項」を「第三十四条第一項又は第五十七条第一項」に改め、同項第三号中「対象債権」を「対象債権等」に、「第八十七条第三項」を「第九十三条第三項」に改め、同条を第六十六条とする。

第六十条中「第六十五条第一項」を「第七十一条第一項」に、「第七十四条第一項各号」を「第八十条第一項各号」に、「第八十六条第一項各号」を「第九十二条第一項各号」に改め、同条を第六十五条とし、第二章第三節中第五十九条を第六十四条とする。

第五十八条第一項中「第五十六条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条第二項中「第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。）」を「、第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解若しくは和解金債権が存することを認める旨の和解」に改め、同条第三項中「第五十六条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条を第六十三条とし、第五十七条を第六十二条とし、第五十六条を第六十一条とする。

第五十五条中「第五十二条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、第二章第二節第二款中同条を第五十九条とし、同款に次の一条を加える。

（訴えの取下げの制限）

第六十条　異議後の訴訟においては、訴えの取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

第五十四条を第五十八条とする。

第五十三条第三項中「第三十一条第三項」を「第三十四条第三項」に改め、同条第八項中「第三十一条第三項」を「第三十四条第三項」に、「第三十二条」を「第三十五条」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十二条第一項中「第三十五条」を「第三十八条」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十一条中「前条」を「第五十三条」に改め、第二章第二節第一款第六目中同条を第五十五条とする。

第五十条中「第八十七条」の下に「、第九十一条第一項及び第二項」を加え、「及び第百十八条」を「並びに第百十八条」に改め、同条を第五十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧）

第五十四条　簡易確定手続の当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧を請求することができる。

第四十九条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、第二章第二節第一款第五目中同条を第五十二条とし、第四十八条を第五十一条とし、同款第四目中第四十七条を第五十条とする。

第四十六条第一項及び第二項中「第四十四条第五項」を「第四十七条第五項」に改め、同条を第四十九条とし、第四十五条を第四十八条とする。

第四十四条第一項中「第三十六条第一項又は第六十三条第一項」を「第三十九条第一項又は第六十九条第一項」に改め、同条第四項中「第五十五条及び第八十三条第一項第二号」を「第五十九条及び第八十九条第一項第二号」に改め、同条を第四十七条とし、第四十三条を第四十六条とし、第三十九条から第四十二条までを三条ずつ繰り下げる。

第三十八条の見出し中「時効」を「債権届出があったときの時効」に改め、同条中「ときは、」の下に「当該債権届出に係る対象債権の」を加え、「提起した」を「提起し、又は民事訴訟法第百四十三条第二項の書面を当該共通義務確認の訴えが係属していた裁判所に提出した」に改め、同条を第四十一条とし、第三十七条を第四十条とし、第三十六条を第三十九条とする。

第三十五条中「第三十条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第六十三条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十四条中「第三十一条第一項」を「第三十四条第一項」に、「対象消費者」を「対象消費者等」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十三条第一項中「対象消費者が第三十一条第一項」を「対象消費者等が第三十四条第一項」に、「対象債権」を「対象債権等」に改め、同条第二項中「第三十一条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十一条の見出し中「対象消費者」を「対象消費者等」に改め、同条第一項中「対象債権」を「対象債権等」に、「対象消費者」を「対象消費者等」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「対象消費者」を「対象消費者等」に改め、同条第五項中「第六十五条第一項」を「第七十一条第一項」に、「第七十四条第一項各号」を「第八十条第一項各号」に、「第八十六条第一項各号」を「第九十二条第一項各号」に改め、同条第七項中「第六十五条第一項」を「第七十一条第一項」に、「第七十四条第一項各号」を「第八十条第一項各号」に、「第八十六条第一項各号」を「第九十二条第一項各号」に、「第八十七条第六項」を「第九十三条第六項」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十条第一項及び第二項第一号中「対象債権」を「対象債権等」に改め、同条第三項中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第四項中「対象消費者」を「対象消費者等」に、「対象債権」を「対象債権等」に改め、同条を第三十三条とする。

第二章第二節第一款第四目の目名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。